

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 救急医療機関の協力申出の撤回……………
 - ……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)…一
 - 平成二十九年度ふぐ調理師試験の実施……………
 - ……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)…一
 - 貸金業法による行政処分(三件)……………
 - ……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…二
- 公 告**
- 優良映画等の推奨……………
 - ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…三
 - 開発行為に関する工事完了……………
 - ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…三
 - 大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出……………
 - ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…三
 - 土地収用法施行令に基づき公示送達……………
 - ……………(東京都収用委員会)…五

告示

●東京都告示第七百五十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力す

る旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

| 名称 | 所在地 | 撤回年月日 |
|-------------------|----------------|--------------|
| 医療法人社団医経会武蔵野病院 | 三鷹市下連雀四丁目八番四十号 | 平成二十八年十二月一日 |
| 医療法人社団はなぶさ会島村記念病院 | 練馬区関町北二丁目四番一号 | 平成二十九年三月十五日 |
| 医療法人社団寿廣記念会岸病院 | 北区上十条二丁目二十一番一号 | 平成二十九年三月三十一日 |

●東京都告示第七百五十一号

東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。)第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年四月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 試験日時
 - (一) 学科試験

平成二十九年七月二十九日(土曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで
 - (二) 実技試験

平成二十九年七月三十一日(月曜日) から八月四日(金曜日) までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。
- 二 試験会場

学校法人後藤学園(豊島区南池袋三丁目十二番五号)
- 三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規則」という。)に関する事。

イ ふぐに関する一般知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円

五 願書受付期間

平成二十九年六月十三日(火曜日) から同月十五日(木曜日) までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後三時三十分まで

六 願書受付場所

東京都庁第二本庁舎一階臨時窓口(新宿区西新宿二丁目八番一号)

七 受験資格

調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)による調理師免許を受けている者で、次のいずれかに該当するものの

(一) 東京都知事の与えた免許を有するふぐ調理師の下で、ふぐの取扱(条例第十条第一号及び第三号に規定する場合を除く。)に二年以上従事した者

(二) (一)のふぐの取扱いに二年以上従事した者と同等以上の経験を有する者として次に掲げるもの

ア 次に掲げる府県の知事の与えたふぐの処理に関する免許を有する者

埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県

イ 次に掲げる県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の知事又は市長が二年以上ふぐの処理に従事した者を対象として行うふぐの処理に関する講習会を修了し、当該知事又は市長がふぐの処理を行うことを認めたる者

宮城県、山形県、栃木県、群馬県、茨城県、長野県、岐阜県、三重県、広島県、長崎県、沖縄県、仙台市、広島市、宇都宮市、前橋市、高崎市又は福山市

八 合格発表

平成二十九年十月二日(月曜日)午前十時から午後四時三十分まで、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎二十一階南側)及び東京都市場衛生検査所(中央区築地五丁目二番一号(築地市場内))に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。

九 その他

(一) 受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課及び東京都市場衛生検査所において、平成二十九年五月十五日(月曜日)から配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課(電話〇三(五三二〇)四三五八)に問い合わせること。

●東京都告示第七百五十二号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 称 ノアキャピタル株式会社

(二) 氏名(法人 重長 勝己
の場合)は代 表者氏名)

(三) 主たる営業 所の新宿区新宿五丁目一番一号 ローヤル
マンションビル二〇一

(四) 登録番号 東京都知事(3)第三一〇六六号

(五) 登録年月日 平成二十六年四月三十日

二 処分年月日 平成二十九年三月三十日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務
及び訴訟又は調停に應ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成二十九年四月六日から同年五月二十日まで(四十五日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第七百五十三号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」と

いう。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 称 トラストマネージメント株式会社

(二) 氏名(法人 川島 亮
の場合)は代 表者氏名)

(三) 主たる営業 所の新宿区西新宿七丁目四番五号 富士野
ビル七階

(四) 登録番号 東京都知事(1)第三一五五九号

(五) 登録年月日 平成二十七年三月二十三日

二 処分年月日 平成二十九年三月三十日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務
及び訴訟又は調停に應ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成二十九年四月六日から同年六月四日まで(六十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第七百五十四号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号又は名称 株式会社ダイワネクスト
- (二) 氏名(法人の場合)は代表者氏名) 大塚 喜広
- (三) 主たる営業所の所在地 渋谷区初台一丁目五十一番五号 アクス初台三〇六号
- (四) 登録番号 東京都知事(3)第三一一〇四号
- (五) 登録年月日 平成二十六年七月十五日
- 二 処分年月日 平成二十九年三月三十日
- 三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に應ずる業務を除く。)を停止する。
- 四 業務停止期間 平成二十九年四月六日から同年六月四日まで(六十日間)
- 五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十九年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四四二 映画 赤毛のアン G A B L E 青少年を健全に育成する上

of Gr D U C T I 有益である

en G O N S I と認める。

a b l e s N C

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年四月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の住所及び氏名

含まれる地域の名称

清瀬市中里五丁目五百七十三番二の一部、同番二地先、五百八十五番一の一部、同番三、五百八十七番の一部、同番地先及び五百八十九番二の一部

小平市上水南町四丁目七番四十五号

社会福祉法人まりも会 理事 森川 英一

東村山市久米川町三丁目三十四番十六及び同番七十二

西東京市芝久保町四丁目二十六番三三

株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

調布市入間町三丁目五番三及び同番四の各一部、同番九から同番十二まで、同番五十六、同番五十八の一部並びに同番五十九

新宿区西新宿一丁目二十六番二

野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一

東久留米市南沢四丁目百二十四番十五、同番十五地先、百二十五番二、百二十六番二、百二十八番二、同番三、百四十一番一から同番五まで、百四十二番二十六及び同番三十三

練馬区石神井町二丁目二十六番十一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

稲城市平尾二丁目五十三番十一から同番十四まで

神奈川県横浜市港北区高田東一丁目十七番十四号

株式会社ホームセンター

代表取締役 根岸 浩

東久留米市南沢四丁目百六十七番一

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

武蔵野市吉祥寺東町一丁目三百七十八番三十及び同番三十五から同番四十まで

大阪府大阪市福島区海老江一丁目一番二十四号

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役 藤原 崇起

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年四月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十九年四月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 東久留米ショッピングセンター ルネ

二 店舗所在地 東久留米市野火止一丁目三番三三

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>一 店舗名</p> <p>丸の内ビルディング</p> | <p>三 設置者名</p> <p>株式会社丸仁ホールディングス</p> <p>四 設置者住所</p> <p>港区芝浦二丁目十五番六号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>サミット株式会社ほか十三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>サミット株式会社ほか十三名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>サミット株式会社ほか二名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所</p> <p>静岡県三島市広小路町十三番四号 (株式会社CFSコーポレーション)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所</p> <p>千代田区外神田二丁目二番十五号 (ウエルシア薬局株式会社)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>田尻 一(サミット株式会社)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>竹野 浩樹(サミット株式会社)ほか</p> <p>十二 変更日</p> <p>平成二十八年十二月十九日ほか</p> <p>十三 届出日</p> <p>平成二十九年三月九日</p> <p>十四 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間</p> <p>平成二十九年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> |
| <p>一 店舗名</p> <p>丸の内ビルディング</p> | <p>二 店舗所在地</p> <p>千代田区丸の内二丁目四番一号</p> <p>三 設置者名</p> <p>三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>千代田区大手町一丁目六番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社オールドリバーほか八十三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社オールドリバーほか八十四名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>株式会社ビック・ママほか九名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所</p> <p>宮城県仙台市青葉区北目町六番六号 ファミール北目町1F(株式会社ビック・ママ)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所</p> <p>宮城県仙台市若林区東八番丁百八十三(株式会社ビック・ママ)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>師岡 伸生(株式会社トモズ)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>徳廣 英之(株式会社トモズ)ほか</p> <p>十二 変更日</p> <p>平成二十八年十二月一日ほか</p> <p>十三 届出日</p> <p>平成二十九年三月二十一日</p> <p>十四 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間</p> <p>平成二十九年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> |
| <p>一 店舗名</p> <p>丸の内ビルディング</p> | <p>一 店舗名</p> <p>丸の内ビルディング</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>千代田区丸の内一丁目五番一号</p> <p>三 設置者名</p> <p>三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>千代田区大手町一丁目六番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>アッシュ・ペー・フランス株式会社ほか百一名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>アッシュ・ペー・フランス株式会社ほか百一名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>ゴディバジャパン株式会社ほか五名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所</p> <p>港区虎ノ門五丁目十一番二号 オランダヒルズ森タワー4F(ゴディバジャパン株式会社)</p> <p>九 変更後の小売業者の住所</p> <p>港区六本木三丁目二番一号 六本木グラウンドタワー32F(ゴディバジャパン株式会社)</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>関根 純(スターバックスコピージャパン株式会社)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>水口 貴文(スターバックスコピージャパン株式会社)ほか</p> <p>十二 変更日</p> <p>平成二十八年十一月二十一日ほか</p> <p>十三 届出日</p> <p>平成二十九年三月二十一日</p> <p>十四 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間</p> <p>平成二十九年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>一 店舗名 丸の内パークビルディング・三菱一号館</p> <p>二 店舗所在地 千代田区丸の内二丁目六番一号ほか</p> <p>三 設置者名 三菱地所株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区大手町一丁目六番一号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ELGC株式会社ほか十四名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 ELGC株式会社ほか十四名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ローン</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 玉塚 元一</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 竹増 貞信</p> <p>十 変更日 平成二十八年六月一日</p> <p>十一 届出日 平成二十九年三月二十一日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十九年四月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> | <p>土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。</p> <p>なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年5月8日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。</p> <p>平成29年4月18日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池田 眞 朗</p> <p>記</p> <p>1 事件名 平成27年第26号及び平成27年第26号の2 平成27年第27号及び平成27年第27号の2 都道八王子五日市線(秋川街道)改築工事(東京都八王子市中野上町四丁目地内から同市中野町地内まで)のための土地収用事件</p> <p>2 送達すべき書類 平成29年3月31日付け裁決書の正本</p> <p>3 送達を受けるべき者 (1) 住所 不明 ただし、従来の住所は、神奈川県横浜市磯子区汐見台一丁目3番地1 1301棟日海電線丈涛寮</p> <p>氏名 井上 大輔</p> <p>(2) 住所 不明 ただし、従来の住所は、東京都東大和市高木二丁目192番地の2 田園コーポ124号</p> <p>氏名 高木 啓之</p> | <p>(3) 住所 不明 ただし、従来の住所は、神奈川県横浜市神奈川区大口通17 川区大口通17 氏名 内藤 滝子</p> <p>4 公示送達に係る土地の所在及び地番 東京都八王子市中野上町四丁目3122番1 3123番1</p> <p>5 公示送達に係る掲示の事実 (1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板(第一本庁舎1階南側)</p> <p>(2) 掲示を始めた年月日 平成29年4月18日</p> |
| <p>土地収用法施行令に基づく公示送達</p> | | |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001